



厳しい暑さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。7月21日には北陸地方と四国地方が梅雨明けし、7月下旬以降は全国的に気温が平年より高い猛暑が予想されています。夏の風物詩である花火大会も各地で復活し、国内旅行はコロナ前の9割へ回復するとのことです。休暇やリフレッシュの際にも熱中症対策を心掛けましょう。

最新情報（2023年6月1日～2023年6月30日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2023年 6月21日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」及び同実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2023年6月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」及び同実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2023年4月1日以後開始する 計算期間
2023年 6月23日	実務 指針	「保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2023年6月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、「保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」及び専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」の改正を受けた業種別委員会実務指針の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	—

		<p>関する実務指針」及び専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」の改正を受けた業種別委員会実務指針の改正について」の公表について</p>		
<p>2023年 6月27日</p>	<p>公開 草案</p>	<p>「業種別委員会実務指針「特定複合観光施設区域整備法に基づく四半期レビューに関する実務指針」(公開草案)の公表について</p>	<p>2021年7月19日に全面施行された特定複合観光施設区域整備法(以下「法」という。)第28条第15項により、区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者等(以下「認定設置運営事業者等」という。)の四半期報告書について、公認会計士又は監査法人による四半期レビューが義務付けられました。これを受けて、日本公認会計士協会(業種別委員会)では、当該四半期レビューに関する実務指針の検討を行い、このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	<p>意見募集期間 2023年7月 11日まで</p>

2. IFRS 関係 (会計制度委員会)

特になし

3. 学校法人会計 (学校法人委員会)

特になし

4. 非営利・公会計 (非営利法人委員会、公会計委員会)

特になし

5. IT 関係 (テクノロジー委員会)

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 6 月 20 日	公開 草案	「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」の公表	<p>我が国の会計基準は、企業会計基準委員会が設立される前は、会計基準については企業会計審議会が公表し、実務上の取扱い等を示す企業会計に関する実務指針（Q&Aを含む。以下「実務指針等」という。）については日本公認会計士協会が公表していました。2001年に企業会計基準委員会が設立された後は、新しい会計基準、適用指針及び実務対応報告についてはいずれについても企業会計基準委員会が公表することとしています。日本公認会計士協会が公表した実務指針等については包括的に企業会計基準委員会に引き継ぐことはせず、引き継げるものから引き継ぐ形をとっていますが、多くの実務指針等はまだ日本公認会計士協会に残されています。</p> <p>このため、日本基準の全体像を把握しにくいなどの課題が指摘されています。こうした状況を受けて、企業会計基準委員会及び日本公認会計士協会は、これまでに日本公認会計士協会が公表した実務指針等の企業会計基準委員会への移管について検討を行ってまいりました。</p> <p>今般、これらの課題への対応について、標記の意見募集文書（以下「本意見募集文書」という。）の公表が、企業会計基準委員会においては2023年6月13日の第503回企業会計基準委員会において承認され、また、日本公認会計士協会においては2023年6月16日の理事会において承認されましたので、本日公表いたします。</p>	—
2023 年 6 月 26 日	公開 草案	会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、近時の世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて種々の環境関連取引が行われるようになってきているものの、現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがあることを踏まえ、2022年10月に環境関連取引検討専門委員会を設置し、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引（環境価値取引）に関する会計処理の考え方について研究を重ねてまいりました。</p> <p>このたび、一通りの検討を終えたため、会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」（公開草案）として公表</p>	意見募集期間 2023年7月 26日まで

			し、広く意見を求めることといたしました。	
--	--	--	----------------------	--

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

金融庁による「令和4年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」の公表 (2023年3月24日)

金融庁により「令和4年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」が2023年3月24日に公表されています。重点テーマ審査として「収益認識に関する会計基準」が対象となっています。有価証券報告書レビューの審査結果は、複数の提出会社に共通して識別された事項に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項を取りまとめたものであるとされています。

重点テーマ審査「収益認識に関する会計基準」に関する全般的な留意事項、個別の留意事項に分けて記載されている留意事項を以下に記載します。

全般的な留意事項① 開示の重要性に関する適切な判断

- ・収益認識に関する注記の開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。
- ・収益認識に関する注記事項を作成するにあたり、どの注記事項にどの程度の重点を置くべきか、どの程度詳細に記載するかについては、開示目的に照らして企業が適切に判断することとされている。
- ・開示目的に照らして、重要性が乏しいと考えられる注記事項については省略できる一方、重要性があると考えられる注記事項については詳細に記載することが期待される。
- ・審査の結果、開示目的に照らすと重要性があると考えられる注記事項 について、重要性が乏しいと判断し、詳細に記載していない事例が見受けられた。
- ・開示目的に照らして、開示の重要性に関する判断を適切に行うことに留意する。

全般的な留意事項② 一貫性のある明瞭な開示

- ・収益認識に関する会計基準に基づく開示は、通常、重要な会計方針注記及び収益認識関係注記において記載され、有価証券報告書の他の記載項目セグメント情報等の注記、事業の内容、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等とも関係する。
- ・審査の結果、重要な会計方針注記と収益認識関係注記との関係性や有価証券報告書の他の記載項目との関係性がわかりづらい開示となっている事例が見受けられた。
- ・財務諸表利用者が容易に理解できるように一貫性のある明瞭な開示を行うことに留意する。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

個別の留意事項の主要な課題

- ①主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点の記載が抽象的である。
- ②履行義務の内容等と収益の分解情報やセグメント情報等との関係性が不明瞭である。
- ③重要性等に関する代替的な取扱い出荷基準等を適用したにもかかわらず、その旨の記載がない。
- ④一時点で充足される履行義務について、財又はサービスの支配を顧客が獲得した時点を評価する際に行った重要な判断の記載がない。
- ⑤一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠の記載がない。
- ⑥不動産賃貸収入などのリース収益を顧客との契約から生じる収益に含めて開示している。
- ⑦単一セグメントであることや履行義務の充足時点が全て一時点であることのみを理由として、収益の分解を行っていない。
- ⑧契約資産及び契約負債の内容の説明がなく、履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響に関する記載がない。
- ⑨実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略したにもかかわらず、その旨の記載がない。

上記の①～⑨の主要な課題に関して、審査結果に、課題のある事例と改善の方向性の文例が記載されています。

「収益認識に関する会計基準」の適用初年度で、開示に悩んでいた経理ご担当者様は多いかと思えます。この審査結果、留意事項が開示の充実度の目安として利用できると考えられます。

なお、令和5年度の有価証券報告書レビューの重点テーマ審査は「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」となっております。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703